

# 博士前期課程

## 出願資格 早見表

※この表に該当のない者は資格がありません。

出身校の所在地	日本国内		海外			(日本の)学位授与機構へ申請もしくは申請中		
学士相当の学位	取得できる課程		取得できない課程		取得できる課程			
出願資格	日本の学校教育法に基づく4年制の大学を卒業(見込) <b>資格(1)</b>	文部科学大臣指定外国大学日本校を卒業(見込) <b>資格(5)※1</b>	文部科学大臣指定専修学校専門課程を卒業(見込) <b>資格(6)※2</b> ※高度専門士の称号を取得できる課程です。	文部科学大臣が指定した者 <b>資格(7)※3</b>	「学部レベルを経ずに大学院修士レベルの課程に在籍」等の特殊な経歴がある。 (要 出願資格審査) <b>資格(8)※4、※5</b>	外国における16年の課程を修了(見込) <b>資格(3)※6</b>	3年制以上の大学を修了することで学士相当の学位を取得(見込) <b>資格(4)※6</b>	<b>資格(2)</b>

※1 : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/08052204/1417852.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/08052204/1417852.htm) (文部科学大臣指定外国大学日本校)

※2 : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm) (文部科学大臣指定専修学校専門課程)

※3 : 募集要項出願資格の注記を確認してください。

※4 : 大学卒業の者と同等以上の学力があることを示す**顕著な業績**が必要です。該当しない者は出願資格審査を受け付けません。

※5 : 海外において学士相当の学位を取得したが、どの資格にも当てはまらない者が出願する場合は、出願資格審査を経る必要があります。

(例：海外において大学(学部レベル)が2年制であり、大学修了までで15年の課程となる者)

(上記例示の者であっても、その後大学院まで修了した者もしくは見込の者は資格(3)を満たすので審査は不要です。但し、各種証明書{卒業/修了(見込)証明書}{成績証明書}{学位取得証明書}において、学部・大学院両方のものを提出する必要があります。)

※6 : 出願受理をスムーズにするため、出身大学のカリキュラムが何年制かわかる資料を添付することを推奨します。

資格(3)については、「16年目の課程を修了」する必要があるため、「資格(4)に該当しない15年目の課程を修了し、1年間研究生であった」場合は資格がありません。